

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

- ① 派遣労働者の数 19名（令和5年4月1日現在）
- ② 派遣先の数 8社（令和5年4月1日現在）
- ③ マージン率 40.99% 計算式 $(A - B) \div A$
派遣料金の平均額（A） = 23,385円（8時間相当）
派遣労働者の賃金平均額（B） = 13,798.9円（8時間相当）
- ④ 派遣労働者の待遇の決定に係わる労使協定を締結しているか否かの別
- (1) 労使協定を締結している。
協定書の有効期間終期 令和6年3月31日
- (2) 協定労働者の範囲
派遣先で放送番組の撮影・編集・機器操作、映像技術部担当、放送番組の演出、放送運行デスクの業務に従事する従業員に適用する。
- ⑤ 教育訓練に関する事項
採用者へ個人情報保護に関する教育
派遣労働者へ安全衛生・作業の教育
派遣労働者へ技術向上の教育
教育訓練にかかわる費用は交通費を含め会社負担とする。また、教育訓練を受講する時間は労働時間として扱い相当の賃金を支払う。
その他、別紙「キャリア形成支援マニュアル」「教育訓練体系図」「キャリアアップに資する教育訓練」による。

⑥ キャリアコンサルティング相談窓口

派遣労働者がキャリアコンサルティングを希望するときは以下の方法により随時実施する。また、実施の場合は、第三者に漏洩することないように配慮しなければならない。

- ・担当者 経営管理本部長
- ・実施方法 面談 電話 メール

⑦ 福利厚生：社会保険・雇用保険加入有り

許可・届出番号：派07-010004

事業所名：株式会社 福島映像企画

所在地：福島県福島市御山町2番5号